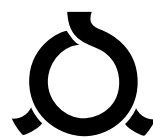


毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示	福島県議会定例会を招集する件 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件 土地改良区の定款の変更を認可した件 道路の区域を変更する件	四七 四七 四六 四六
公告	免税証を無効とする件 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 建設業法の規定により建設業の許可を取り消した件 一般競争入札を行う件	四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六
福島県警察本部	一般競争入札を行う件二件	四七
福島県監査委員	地方自治法により包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件	四九
福島県人事委員会	県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 選考により採用する職員の職を定める件の一部を改正する件	四九 四九 四五 四五 四五
正誤	平成十九年六月一日付け定例千八百八十号中	四五

告示

福島県告示第四百二十九号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成十九年六月十九日福島市に招集する。
 平成十九年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平
 （財務領域総務予算グループ）

福島県告示第四百三十号
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、平成十九年度第三次募集期における自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の採用試験（男子）について、次のとおり定める。
 平成十九年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 受付期間
平成十九年六月十八日（月）から同年七月十九日（木）まで
- 二 採用予定数
若干名
- 三 試験種目及び試験期日

試験科目	試験日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査 身体検査 口述試験	平成十九年七月二十二日（日）

試験会場	
会場名	住所
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期
平成十九年十月

公 告

六 応募資格

平成十九年十月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地）
電話〇二四―五四六―一九一九・一九二〇

（県民安全領域災害対策グループ）

福島県告示第四百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、雄国山麓土地改良区から平成十九年五月七日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月三十日認可した。
平成十九年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成十九年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 一一八号	会津若松市明和町二八 六番地先から 同 市表町一五番 地先まで	八・二 一四・五	一八・〇 二二・〇	三三〇・〇	三三〇・〇

（道路領域道路企画グループ）

公告第三百三十三号

次の軽油引取税免税証については、平成十九年五月二十一日河沼郡会津坂下町内において亡失した旨届出があったので、同日以降当該軽油引取税免税証は無効とする。
平成十九年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平

亡失した軽油引取税免税証の様式及び種類

- 一 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二号）第一条に規定する第三六号様式
一〇〇〇リットル券

番 号	枚 数
FJ四〇七〇〇〇八一	二五枚
FJ四〇七〇〇〇八二	
FJ四〇七〇〇〇八三	
FJ四〇七〇〇〇三三七	
FJ四〇七〇〇〇三三八	
FJ四〇七〇〇〇三三九	
FJ四〇七〇〇〇二四〇	
FJ四〇七〇〇〇二四一	
FJ四〇七〇〇〇二四二	
FJ四〇七〇〇〇二四三	
FJ四〇七〇〇〇二四四	
FJ四〇七〇〇〇二四五	
FJ四〇七〇〇〇二四六	
FJ四〇七〇〇〇二四七	
FJ四〇七〇〇〇二四八	
FJ四〇七〇〇〇二四九	
FJ四〇七〇〇〇二五〇	
FJ四〇七〇〇〇二五一	
FJ四〇七〇〇〇二五二	
FJ四〇七〇〇〇二五三	
FJ四〇七〇〇〇二五四	
FJ四〇七〇〇〇二五五	
FJ四〇七〇〇〇二五六	
FJ四〇七〇〇〇二五七	
FJ四〇七〇〇〇二五八	
FK四〇七〇〇〇〇一〇	
FK四〇七〇〇〇〇一一	
FK四〇七〇〇〇〇一二	
FK四〇七〇〇〇〇一三	
FK四〇七〇〇〇〇一四	
FK四〇七〇〇〇〇一五	

二 同条に規定する第三六号様式五〇〇〇リットル券

七枚

FK四〇七〇〇一六

(財務領域課税収税グループ)

公告第三百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年五月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人豆の木

三 代表者の氏名

芳賀 節子

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市咲田一丁目五番三号 大貴ビル一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者の社会復帰を目標に相互に連携して、精神保健に関する正しい知識の普及と理解を深め、地域の同じ悩みを抱える者同士の情報交換と親睦を図ると共に障がい者の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第三百三十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業所の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
株式会社 社コム スンは らまち ケアセ	南相馬市原 町区本陣前 一―五―	南相馬市原 町区二見町 一―一―	株式会社 社コム スン	東京都港区 六本木六― 一〇―	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

ンター

児童デ

イサー

ビスあ

ーす

介護専

門店ハ

イジ

同 市原

町区南町三

―二九

同 市原

町区橋本町

三―三五

―

伊達郡桑折

町北町八八

―

伊達市保原

町宮下六七

―

有限会

社地域

サポー

ト研究

同 県伊達

郡桑折町伊

達崎字道林

―

特定非

営利活

動法人

自然環

境応援

団

福島県南相

馬市原町区

橋本町二

―

児童デイ

サービス

同 市原

町区南町三

―

同 市原

町区橋本町

三―三五

―

同 市原

町区南町三

福島県南相

馬市原町区

橋本町二

―

児童デイ

サービス

同 市原

町区南町三

―

同 市原

町区橋本町

三―三五

―

同 市原

町区南町三

―

同 市原

町区橋本町

三―三五

―

身体障害者

知的障害者

障害児

精神障害者

同 市原

町区南町三

―

同 市原

町区橋本町

三―三五

―

同 市原

町区南町三

―

同 市原

町区橋本町

三―三五

―

同 市原

町区南町三

公告第三百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成十九年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
大信土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 亀森 一男

同 北野 唯道

同 永野 常芳

同 佐藤 正栄

同 小磯 浩

同 出田 幸男

同 白石 隆

同 菊地 直人

同 真船 勝治

同 鈴木 清和

同 縄田 角郎

同 國井 孝夫

同 同 清志

同 同 清志

住所

白河市大信中新城字赤坂五六番地

同 市大信下小屋字日籠八番地

同 市大信隈戸字十日市五番地

同 市大信下小屋字三ツ橋三〇番地

同 市大信下新城字寺平前五番地

同 市大信下小屋字宮沢一四四番地

同 市大信豊地字飯土用五三番地

同 市大信隈戸字柿ノ木原九番地

同 市大信増見字増見一四〇番地

同 市大信上新城字屋敷四五番地

同 市大信隈戸字上小屋四番地

同 市大信増見字外面五九番地

同 市大信下新城字野寺二六番地

同 同 清志

同 同 清志

(自立支援領域障がい者支援グループ)

就任した役員

役員	氏名	住所
理事	亀森 一男	白河市大信中新城字赤坂五六番地
同	北野 唯道	市大信下小屋字日籠八番地
同	渡部 正昭	市大信増見字田ノ入二〇番地
同	大戸 利美	市大信増見字堂山六番地
同	佐藤 光明	市大信町屋字町屋二四〇番地
同	高久 亨	市大信隈戸字原町五番地
同	鈴木 一	市大信隈戸字滑里川五一一番地
同	橋本 文明	市大信下小屋字樋ノ口一一一番地
同	北野 勝	市大信下小屋字後沢三一〇番地
同	小磯 浩	市大信下新城字寺平前五番地
同	繩田 角郎	市大信隈戸字上小屋四番地
同	高橋 征男	市大信隈戸字分切田九五番地
同	戸倉 孝男	市大信新城字内屋敷九三番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第三百三十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成十九年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 三浦工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南会津郡下郷町大字湯野上字橋詰乙四三三
 - 3 代表者の氏名 三浦 光春
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一四)第六〇四五号
- 三 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実

平成十九年一月九日付けで土木工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十一日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 油井建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 福島市泉字仲田八一四一
 - 3 代表者の氏名 油井 清吉
 - 4 許可番号 福島県知事許可(特一三)第一八五七号

- 三 処分の内容 屋根工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する特定建設業の許可の取消し

- 四 処分の原因となった事実

平成十九年一月十一日付けで屋根工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業及び防水工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十五日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 丸良工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 いわき市小名浜住吉字冠木五二
 - 3 代表者の氏名 山野辺 孝道
 - 4 許可番号 福島県知事許可(特一七)第三二二三三三三三三
- 三 処分の内容 土木工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実

平成十九年一月十五日付けで土木工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十五日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 丸良工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 いわき市小名浜住吉字冠木五二
 - 3 代表者の氏名 山野辺 孝道
 - 4 許可番号 福島県知事許可(特一七)第三二二三三三三三三
- 三 処分の内容 土木工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実

平成十九年一月十五日付けで建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業及び消

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十五日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 丸良工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 いわき市小名浜住吉字冠木五二
 - 3 代表者の氏名 山野辺 孝道
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一七)第三二二三三三三三三
- 三 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業及び消
- 四 処分の原因となった事実

平成十九年一月十五日付けで建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業及び消

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十七日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 有限会社東洋建設
 - 2 主たる営業所の所在地 双葉郡大熊町大字小入野字東大和久六五八

- 3 代表者の氏名 志賀 幸雄
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一八)第一二四七五号
- 三 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実

平成十九年一月十七日付けで大工工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十八日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 有限会社東電設
 - 2 主たる営業所の所在地 いわき市東田町金子平七六
 - 3 代表者の氏名 蛭田 誠
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一七)第八二二九号
- 三 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
- 平成十九年一月十八日付けで電気工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十九日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 志賀住建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 いわき市小名浜字丹波沼五二一八
 - 3 代表者の氏名 志賀 俊雄
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一四)第二六二八八号
- 三 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
- 平成十九年一月十九日付けで建築工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月二十二日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 白棚建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 白河市会津町二六二二一
 - 3 代表者の氏名 佐藤 憲嗣
 - 4 許可番号 福島県知事許可(特一三)第四〇六六号
- 三 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
- 平成十九年一月二十二日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水

道施設工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月二十五日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 村井電気工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 双葉郡大熊町大字熊字新町一四
 - 3 代表者の氏名 村井 洲湖
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一四)第六七一五号
- 三 処分の内容 ほ装工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
- 平成十九年一月二十五日付けでほ装工事業及び塗装工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月二十六日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 小沢電気商会
 - 2 主たる営業所の所在地 南相馬市原町区三島町三一四八
 - 3 代表者の氏名 小沢 文夫
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一八)第一六四七〇号
- 三 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
- 平成十九年一月二十六日付けで電気工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月三十日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 双葉上下水道管理株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 双葉郡大熊町大字小入野字向畑一七五―三
 - 3 代表者の氏名 浦 隆
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一七)第三〇八九三号
- 三 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
- 平成十九年一月三十日付けで電気工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月五日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 株式会社日東紡テクノ

- 2 主たる営業所の所在地 郡山市富久山町久保田字本木七一
- 3 代表者の氏名 吉原 純一
- 4 許可番号 福島県知事許可(般一八)第二三三八一号

三 処分の内容 塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 四 処分の原因となった事実
 平成十九年一月三十日付けで塗装工事業及び防水工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月五日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 株式会社福島平川木材
 - 2 主たる営業所の所在地 福島市瀬上町字西中川原六七一一
 - 3 代表者の氏名 叶内 亨
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一三)第一七二九五号
- 三 処分の内容 ガラス工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 四 処分の原因となった事実
 平成十九年二月五日付けでガラス工事業及び建具工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月六日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 喜多妻建設
 - 2 主たる営業所の所在地 二本松市木ノ崎二三三七
 - 3 代表者の氏名 佐藤 貞一
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一四)第一五二二九号
- 三 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 四 処分の原因となった事実
 平成十九年二月六日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月八日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 有限会社コウセイ
 - 2 主たる営業所の所在地 双葉郡大熊町大字野上字姥神二二一
 - 3 代表者の氏名 菅原 晃
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一四)第二五五五号
- 三 処分の内容 建築工事業、電気工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 四 処分の原因となった事実

平成十九年二月八日付けで建築工事業、電気工事業及び塗装工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月九日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 西大工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 二本松市太田字西明二四
 - 3 代表者の氏名 渡辺 吉博
 - 4 許可番号 福島県知事許可(般一四)第二八〇八九号
- 三 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 四 処分の原因となった事実
 平成十九年二月九日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月九日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 檜内建設工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 喜多方市字長内七八二四一一
 - 3 代表者の氏名 檜内 俊儀
 - 4 許可番号 福島県知事許可(特一八)第四五五六号
- 三 処分の内容 管工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 四 処分の原因となった事実
 平成十九年二月八日付けで管工事業及び造園工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月十三日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 株式会社翼水エンジニア
 - 2 主たる営業所の所在地 郡山市鳴神一八一一三
 - 3 代表者の氏名 矢部 正一
 - 4 許可番号 福島県知事許可(特一七)第一七八六三号
- 三 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 四 処分の原因となった事実
 平成十九年一月二十六日付けで管工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。
- 一 処分をした年月日 平成十九年二月十三日

二 被処分者

- 1 商号又は名称 株式会社ダイユーエイト・ホームサービス
- 2 主たる営業所の所在地 福島市黒岩字浅井七七―一
- 3 代表者の氏名 山岡 省三
- 4 許可番号 福島県知事許可(般―一七)第二八二七三号

三 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

平成十九年二月十三日付けで建築工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年二月十五日

二 被処分者

- 1 商号又は名称 株式会社バリエーション
- 2 主たる営業所の所在地 郡山市田村町上行合字北川田二―一
- 3 代表者の氏名 佐藤 清
- 4 許可番号 福島県知事許可(般―一六)第二九二二四号

三 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

平成十九年二月十四日付けで建築工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年二月十五日

二 被処分者

- 1 商号又は名称 合資会社ライフタイムコンストラクション
- 2 主たる営業所の所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字田土ケ入三一九六
- 3 代表者の氏名 貝沼 昌彦
- 4 許可番号 福島県知事許可(般―一五)第二七一一九号

三 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

平成十九年二月十五日付けで建築工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年二月二十日

二 被処分者

- 1 商号又は名称 菅野興産株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 郡山市虎丸町二―一三
- 3 代表者の氏名 菅野 憲一
- 4 許可番号 福島県知事許可(特―一七)第二九三一一号

三 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実
平成十九年一月二十九日付けで土木工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年二月二十日

二 被処分者

- 1 商号又は名称 東工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 郡山市大槻町字針生北九一―二〇
- 3 代表者の氏名 島田 邦夫
- 4 許可番号 福島県知事許可(般―一四)第二九一七号

三 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実
平成十九年二月十六日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年二月二十一日

二 被処分者

- 1 商号又は名称 株式会社ヤスタ創建
- 2 主たる営業所の所在地 福島市上野寺字東一七―五
- 3 代表者の氏名 安田 清治
- 4 許可番号 福島県知事許可(特―一八)第二二一四一号

三 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び鉄筋工事業に関する特定建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

平成十九年二月二十一日付けで建築工事業、大工工事業及び鉄筋工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年二月二十六日

二 被処分者

- 1 商号又は名称 マルコ総合防水
- 2 主たる営業所の所在地 南相馬市原町区上渡佐南谷地四二
- 3 代表者の氏名 小林 久男
- 4 許可番号 福島県知事許可(般―一六)第三〇八五五号

三 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

平成十九年二月二十六日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び防水工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に

該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月二十六日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 渡辺工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 田村市都路町岩井沢字平蔵内四七
- 3 代表者の氏名 渡辺 静子
- 4 許可番号 福島県知事許可(特―一七)第二七九九号
- 三 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年二月二十二日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年二月二十八日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 有限会社安田工務店
- 2 主たる営業所の所在地 二本松市向陽台四七
- 3 代表者の氏名 安田 昌樹
- 4 許可番号 福島県知事許可(般―一四)第一七四九一号
- 三 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年二月二十八日付けで土木工事業、とび・土工工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月一日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 丹治建設
- 2 主たる営業所の所在地 福島市松川町字東長壇六
- 3 代表者の氏名 丹治 重助
- 4 許可番号 福島県知事許可(般―一七)第二一九八八号
- 三 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年三月一日付けで建築工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月二日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 勝田建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 東白川郡塙町大字塙字桜木町四二―一
- 3 代表者の氏名 勝田 年男
- 4 許可番号 福島県知事許可(般―一六)第一一三七三三号
- 三 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年三月二日付けで建築工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月八日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 林サッシ工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 いわき市平泉崎字辻道六一―二
- 3 代表者の氏名 林 文和
- 4 許可番号 福島県知事許可(般―一四)第一九二二五号
- 三 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年三月八日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月十二日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 福島防水株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 郡山市喜久田町卸二―二六―一
- 3 代表者の氏名 宮寄 美恵子
- 4 許可番号 福島県知事許可(般―一六)第一七五二六号
- 三 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年三月八日付けで建築工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月十三日
- 二 被処分者

- 1 商号又は名称 鈴木建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 喜多方市熱塩加納町加納字館ノ北甲三四九六
- 3 代表者の氏名 鈴木 寿夫
- 4 許可番号 福島県知事許可(特―一七)第一二一五七号

三 処分の内容 鋼構造物工事業及び塗装工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 処分の原因となった事実
 平成十九年三月十三日付けで鋼構造物工事業及び塗装工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年三月十三日
 二 被処分者

1 商号又は名称 中村組
 2 主たる営業所の所在地 いわき市小川町三島字上河原五五
 3 代表者の氏名 中村 キヨ子
 4 許可番号 福島県知事許可(般一四)第二六二三五号
 三 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 処分の原因となった事実
 平成十九年三月十三日付けでとび・土工工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年三月十五日
 二 被処分者

1 商号又は名称 公栄工業株式会社
 2 主たる営業所の所在地 白河市白坂鶴子山一九一三三
 3 代表者の氏名 菊地 耕三
 4 許可番号 福島県知事許可(特一七)第一五五九三号
 三 処分の内容 消防施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 処分の原因となった事実
 平成十九年三月十五日付けで消防施設工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年三月二十日
 二 被処分者

1 商号又は名称 株式会社大和田設備工業
 2 主たる営業所の所在地 田村市船引町船引字大日坊二六
 3 代表者の氏名 大和田 茂
 4 許可番号 福島県知事許可(特一六)第三三三九三号
 三 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 処分の原因となった事実
 平成十九年三月十六日付けで土木工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年三月二十日

二 被処分者

1 商号又は名称 株式会社関根組
 2 主たる営業所の所在地 須賀川市梓衝字宮本六九
 3 代表者の氏名 関根 弘幸
 4 許可番号 福島県知事許可(特一四)第二八五二号
 三 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 処分の原因となった事実
 平成十九年二月二十三日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年三月二十三日
 二 被処分者

1 商号又は名称 有限会社佐藤工業所
 2 主たる営業所の所在地 白河市東形見字池ノ入八一
 3 代表者の氏名 佐藤 富夫
 4 許可番号 福島県知事許可(般一七)第二〇二五七号
 三 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 処分の原因となった事実
 平成十九年三月二十三日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及びほ装工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年三月二十三日
 二 被処分者

1 商号又は名称 有限会社大和田
 2 主たる営業所の所在地 双葉郡浪江町大字権現堂字本城一一一一
 3 代表者の氏名 大和田 俊弘
 4 許可番号 福島県知事許可(般一五)第二五八〇三号
 三 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 処分の原因となった事実
 平成十九年三月二十三日付けで造園工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

一 処分をした年月日 平成十九年三月二十三日
 二 被処分者

1 商号又は名称 有限会社富広工業

- 2 主たる営業所の所在地 双葉郡富岡町大字小浜字大膳町二九一三
- 3 代表者の氏名 武山 五月子
- 4 許可番号 福島県知事許可（般一四）第二二二九九号
- 三 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年三月二十三日付けで管工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月二十八日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 有限会社陣場
 - 2 主たる営業所の所在地 二本松市上川崎字塩ノ田九一―三
 - 3 代表者の氏名 野地 利男
 - 4 許可番号 福島県知事許可（般一四）第二八〇六三号
- 三 処分の内容 大工事業、とび・土工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年三月二十八日付けで大工事業、とび・土工事業及び鉄筋工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月二十八日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 悠華工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 いわき市内郷高坂町大平五七―四
 - 3 代表者の氏名 小野寺 久市
 - 4 許可番号 福島県知事許可（般一六）第二六九三六号
- 三 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年三月二十八日付けで土木工事業、とび・土工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月二十九日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 株式会社三崎組
 - 2 主たる営業所の所在地 いわき市小名浜字隼人二二〇
 - 3 代表者の氏名 太田 和夫
 - 4 許可番号 福島県知事許可（般一八）第七二二〇号

- 三 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年三月二十九日付けで造園工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月三十日
- 二 被処分者
 - 1 商号又は名称 東部基礎
 - 2 主たる営業所の所在地 南会津郡南会津町系沢字宇白川二四六五―二
 - 3 代表者の氏名 渡部 庄右エ門
 - 4 許可番号 福島県知事許可（般一八）第二五三七六号
- 三 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 四 処分の原因となった事実
平成十九年三月三十日付けで土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃業した旨の届出があり、このことが建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

（土木総務領域総務予算グループ）

公告第三百三十八号

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十一年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 入札に付する事項
 - 1 買入れをする物品の名称及び数量
小型除雪車（一・三メートル級） 一台
 - 2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 平成十九年十月二十六日
 - 4 納入場所 会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町七番五号）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時

期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加資格者として認定されていること。

3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

5 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成十九年六月二十五日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県出納局総務管理グループ

電話〇二四―五二一―七五六二

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所と同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年六月十八日午後一時 三に掲げる場所と同じ。

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年七月二日午後一時 三に掲げる場所と同じ。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（出納局総務管理グループ）

福島県病院局

福島県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成19年6月8日

福島県病院局 事業管理者 茂田 士郎

1 委託した事務の範囲及び内容

福島県立矢吹病院、福島県立喜多方病院、福島県立会津総合病院、福島県立宮下病院、福島県立南会津病院及び福島県立大野病院における診療費等の収納の事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 福島県立喜多方病院、福島県立会津総合病院及び福島県立大野病院の受託者 株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

(2) 福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院の受託者

株式会社日本医療事務センター 福島支社

福島県郡山市駅前一丁目15番6号

3 収納の事務を委託する期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

（管理グループ）

福島県警察本部

福島県警察本部告示第31号

合格発表表示システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成19年6月8日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 合格発表表示システム機器 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成19年10月1日から平成24年9月30日まで
- (4) 納入場所 福島県警察福島運輸免許センター(福島県福島市町庭坂字大原1番1号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年6月18日(月)午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課
 電話024-522-2151

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年6月29日(金)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番5号)
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100(2)相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第32号

全自動印刷機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成19年6月8日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 全自動印刷機器 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成19年8月1日から平成23年7月31日まで
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課(福島県福島市杉妻町2番16号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

- (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年6月18日(月)午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年6月29日(金)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県監査委員

福島県監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年6月8日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 音 高 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
矢 川 昌 宏	宮城県石巻市開北2丁目8番23号
藤 村 元	宮城県仙台市宮城野区白鳥2丁目21番7号
及 川 寛 史	宮城県仙台市青葉区上杉1丁目17番9-1201号
佐 藤 明	宮城県仙台市青葉区昭和町5番48-1002号
鳥 海 卯	宮城県仙台市泉区泉中央4丁目29番地の6 フレンドリー市名坂207号
矢 内 かおり	宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘4丁目31-13 パークサイドレジデンス102号
今 野 智 子	福島県福島市飯坂町中野字尾崎前4番地の5

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成19年6月1日から平成20年3月31日まで

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を以下のとおり公布する。

平成十九年六月八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十六号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表須賀川市の項中「市長部局 公室長 部長 次長 課長 主幹(企画調整課及び総務課に置かれるものに限る。)

職員課長補佐 総務課長補佐 人事給与係長 事務管理係長 秘書係長 財政係長」を 「市長部局 公室長 部長 次長 課長 主幹(企画調整課、職員課及び総務課に置かれるものに限る。)

職員課長補佐 総務課長補佐 人事給与係長 事務管理係長 秘書係長 財政係長」に改め、同表二本松市の

項中「市長部局 部長 課長 職員係長 秘書係長」を 「市長部局 部長 課長 職員係長 秘書係長」に改め、同表田村市の項中

「市長部局 部長 課長 職員係長 秘書係長」を 「市長部局 部長 課長 職員係長 秘書係長」に改め、同表田村市の項中

「市長部局 部長 課長 職員係長 秘書係長」を 「市長部局 部長 課長 職員係長 秘書係長」に改め、同表伊達市の項中「市長部局 部長 次長

課長」を「市長部局 部長 次長 課長 室長 秘書係長 職員係長」に改め、同表伊達郡飯野町の項中「教育委員会事務局 教育次長」を

「教育委員会事務局 教育次長」を 「教育委員会事務局 教育次長 地域福祉センター 所長」に改め、同表伊達郡桑折町の項中「町長部局 総括参事 課長」を

「町長部局 総括参事 課長」を 「町長部局 総括参事 課長」を 「教育委員会事務局 会計管理者」に、

「教育委員会事務局 総括参事 課長」を 「教育委員会事務局 会計管理者」に改め、同表南会津郡南会津町の項中「町長部局 課長 総務課長補佐」を

「町長部局 課長 室長 総務課長補佐」に改め、同表南会津郡只見町の項中「所長 計管理者部局 会計管理者」

「町長部局 課長 室長 総務課長補佐」に改め、同表耶麻郡西会津町の項中「町長部局 課長 室長」を

「町長部局 課長 室長」に改め、同表大沼郡金山町の項中「課長」を「参事 会計管理者部局 会計管理者」

「町長部局 課長 室長」に改め、同表西白河郡矢吹町の項中「町長部局 課長 室長」を「町長部局 課

長」に改め、同表東白川郡棚倉町の項中「町長部局 課長 室長」を 「町長部局 課長 室長」に改め、同表石川郡浅川町の項中「中学校 校長 教頭」を 「中学校

センター 校長 教頭」に改め、同表石川郡古殿町の項中 「農業委員会事務局 事務局長 校長 教頭」を 「中学校 校長 教頭」に改め、同表石川郡古殿町の項中

「農業委員会事務局 事務局長」に、 「中学校 校長 教頭」を 「中学校 校長 教頭」に改め、同表田村郡三春町の項中「課長 室長」を「課長」に改め、

同表双葉郡双葉町の項中「町長部局 総括参事 課長」を 「町長部局 総括参事 課長」に改め、同表双葉郡檜葉町の項中「町長部局 課長」を

「町長部局 課長」を 「町長部局 課長」に改め、同表相馬郡飯館村の項中「課長 室長」を「課長」に、 「教育委員会 教育次長」を「教育委員会 教育長 課長」に、

「中学校 校長 教頭」を 「中学校 校長 教頭」に改め、同表田村広域行政組合の項中「田村

地方衛生処理センター 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を 「田村地方衛生処理センター 所長」に改め、同表田村広域一般廃棄物最終処分場 所長」を

(総務審査グループ)

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十七号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第十七の1の部六の項該当者の欄(8)中「及び第十条」を削り、同表の2の部二の項該当者の欄(6)中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業

技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）に改め、「昭和三十六年十一月三十日以前における旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場」を削り、同欄(7)中「独立行政法人海技大学校（旧海技大学校を含む。）海技士科（独立行政法人海員学校本科の卒業）」を「独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校三卒」に改め、同欄中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、(18)を(17)とし、(19)を(18)とし、(20)を(19)とし、(21)を(20)とし、(22)を(21)とし、(23)を(22)とし、(24)を(23)とし、同欄(25)中「及び第十条」を削り、同欄中(25)を(24)とし、(26)を(25)とし、(27)を(26)とし、(28)を(27)とし、(29)を(28)とし、(30)を(29)とし、(31)を(30)とし、(32)を(31)とし、(33)を(32)とし、(34)を(33)とし、(35)を(34)とし、(36)を(35)とし、(37)を(36)とし、同表の3の部2の項該当者の欄(5)中「独立行政法人海員学校本科（）」を「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科（旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし）」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与グループ）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月八日

福島県人事委員会
委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十八号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所	(1) 一時保護された児童の指導に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士	二
	(2) 一時保護された児童の指導に直接従事することを本務とする看護師	一

別表第一郡山光風学園の項を次のように改める。

郡山光風学園	(1) 児童指導員及び保育士	二
--------	----------------	---

(2) 看護師

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

（採用給与グループ）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十九号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「各領域」の下に「出納局」を加え、同条第三項から第五項までの規定中「各領域」の下に「出納局、地方振興局」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

（採用給与グループ）

福島県人事委員会告示第一号

選考により採用する職員の職を定める件（昭和五十七年福島県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年六月八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

第二号中「運転免許技能試験官」を「運転免許技能試験官 心理カウンセラー」に、「及び醸造」を「醸造及び食品加工」に改める。

（採用給与グループ）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年六月一日付け定例第千八百八十号中

四百九	上	後ろか	皆伐面積の残存許容限度	皆伐面積残存許容の限度
		ら九		